

国立大学法人電気通信大学の役員から職員への採用に関する規程

制定 令和5年5月17日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）の役員が、定年退職相当日（国立大学法人電気通信大学職員退職規程に定める定年による退職の日に相当する日をいう。）以前の日に退職する場合において、その者を引き続き職員として採用するときの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(理事から職員への採用)

第2条 理事（本学の職員から引き続いて理事となった者に限る。）が退職する場合（解任により退職する場合を除く。）において、職員としての採用を希望するときは、役員会の議を経て、その者が理事として任命される前に所属した部局等の同じ職への採用を決定することができる。

2 前項の決定にあたっては、国立大学法人電気通信大学教育研究職員の選考に関する規程その他の学内規程等に定める職員の選考、審査等の手続きは要しないものとする。

(学長から職員への採用)

第3条 前条の規定は、学長が退職する場合に職員としての採用を希望するときの取扱いについて準用する。この場合において、同条中「理事」とあるのは「学長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和5年5月17日から施行する。